平成29年度包括外部監査結果報告書概要版

補助金等に関する事務の執行について

平成30年3月 久留米市包括外部監査人 香 月 孝 文

~ 包括外部監査 目次~

| 第1章 | 包括外部監査の概要 |
|-----|----------------------------|
| 1. | 包括外部監査の種類 |
| 2. | 選定した特定の事件 |
| 3. | 特定の事件を選定した理由 |
| 4. | 包括外部監査の対象期間 |
| 5. | 包括外部監査の方法 |
| 6. | 包括外部監査の実施期間 |
| 7. | 包括外部監査人を補助した者 |
| 8. | 利害関係 |
| | |
| 第2章 | 補助金等の概要 |
| 1. | 補助金等の定義 |
| 2. | 補助金の法的性質等 |
| 3. | 久留米市の補助金等の概要 |
| 4. | 外郭団体への補助金 8 |
| 5. | 教育委員会の補助金 |
| 6. | 監査対象とした補助金等について |
| 7. | 補助金の申請から交付決定等までのフローについて 16 |
| | |
| 第3章 | 監査結果総括 |
| 1. | 全体の総括 1 7 |

第1章 包括外部監査の概要

包括外部監査の種類 地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく監査

2. 選定した特定の事件 補助金等に関する事務の執行について

3. 特定の事件を選定した理由

久留米市は現在、「久留米市新総合計画第3次基本計画」に係る様々な施策の取組み等を行っているが、一方で、その実現のために多くの負担金、補助金及び交付金(以下、「補助金等」という。)が活用されている。

久留米市の平成 27 年度の補助金等の歳出額は 240 億 7,572 万円で、一般会計 歳出総額である 1,427 億 9,536 万円のおよそ 17%を占めており、平成 23 年度か ら一般会計歳出総額に対する補助金等の歳出額の割合(平成 23 年度はおよそ 12%)は増加の一途を辿っている。

補助金等は、民間では採算がとれない公益性のある事業へ支出することで行政の目的を間接的に果たす機能があるが、他方で選定基準が曖昧である、一旦支出されてしまうと既得権益化し、削減することが難しいなどの問題が内在しやすい性格も有する。かかる補助金等について、交付決定までの手続きの合規性はもとより、各々の補助金等の必要性や経済性などについて検証を行うことは、財政的のみならず、政策的な観点からも大きな意義があると思われる。

また久留米市は、「久留米市行財政改革推進計画」の中で、持続可能な財政運営を可能とするため、補助事業の見直しを進めることとしており、計画期間のうち2年が経過した現在において、その進捗状況を検証するにはよい機会と考えた。

以上のことから、補助金等に関する事務の執行について監査を実施することは、 久留米市の行財政運営に有用であると判断し、特定の事件として選定した。

4. 包括外部監査の対象期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28年度を対象とし、必要に応じて過年度及び現年度について及ぶこととした。

5. 包括外部監査の方法

(1) 監査の着眼点

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。

- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か。また効率的であるか。

(2) 実施した主な監査手続

- ①補助対象は適切で、公益上の必要性はあるか。
 - (ア)補助要綱・要領等を分析し、交付目的、対象事業、支出費目を確認し、 その公益上の必要性を検証する。
 - (イ) 交付申請書の内容、審査及びヒアリングの状況を調査し、要綱、要領で 定める事業及び組織が補助対象になっているか、その適切性を検証する。
- ②補助金の申請、決定、交付等の手続きは適切か。
 - (ア) 必要な書類はすべて徴求され、定められた審査・確認が行われているか 確認する。
- ③補助金額の算定及び交付時期は適切か。
 - (ア)補助金額について、補助事業の趣旨に沿った算定方法が取られているか 検討する。
 - (イ) 補助事業の実施時期に対応した交付時期となっているか確認する。
- ④補助事業の実績報告は適切か。
 - (ア)補助金交付団体の補助に係る経理は適正か確認する。
 - (イ)補助金実施報告書の内容を検討し、補助金の使用状況が適切か確認する。
- ⑤補助交付団体への指導・監督は適切か。
 - (ア)補助金実施報告書に対する審査方法、補助金交付団体への指導、監督方法を確認する。
- ⑥補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か。
 - (ア)補助事業の効果測定方法をヒアリングし、その実際の効果等を検証する。
- ⑦①~⑥の検証の結果を踏まえ、その有効性や効率性に疑義があるものはないか。
 - (ア) ①から⑥の手続きの結果、補助金等の有効性や効率性に疑義があると判断し得るものについては、今後の方向性について検証を行う。
- 6. 包括外部監査の実施期間平成29年6月21日から平成30年3月31日
- 7. 包括外部監査人を補助した者

黒岩 延時 (公認会計士)

松尾 英二 (公認会計士)

馬場 範夫 (公認会計士)

川野 武志 (公認会計士)

猿渡 慎也 (公認会計士)

小林 正幸 (弁護士)

江上 英介 (公認会計士試験合格者)

8. 利害関係

地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 補助金等の概要

1. 補助金等の定義

久留米市では補助金等について、下記のように定義している。

- (1) 負担金とは、法令又は契約等によって地方公共団体が負担することとなる経費である。負担金は、特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部又は一部の金額を支出する場合と、一定の事業等について財政政策上又はその他の見地からその事業等に要する経費の負担割合が定められているときに、その負担区分により負担する場合とに区分できる。
- (2)補助金とは、特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要と認めた場合に対価なくして支出することとなる経費である。補助金は、法令等に基づき、公益性の高い特定事業や活動を奨励または育成するために支出する場合と、法令等の定めはないが国や他の地方公共団体との協調事業や、久留米市が担う政策上必要性が高いとされる特定事業や活動を奨励又は育成することが、公益上必要性が高いと判断し支出する場合とに区分できる。
- (3) 交付金とは、法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として支出することとなる経費である。交付金は専ら報償として一方的に交付されることから、法令の規定又は私法上の契約による行政事務執行上の委託である委託金とは区別される。

2. 補助金の法的性質等

(1)補助金交付の根拠条文

地方自治法は、232条の2において以下のように規定している。

「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」

すなわち本条は、普通地方公共団体が<u>公益上必要がある場合に限り</u>、寄附または補助をすることができるとした普通地方公共団体の権能を確認した規定といえる。

(2) 公益上の必要性の判断基準

「公益上必要がある場合」に該当するか否かについては、当該地方公共団体の長および議会が個々の事例に即して認定するが、これは全くの自由裁量行為ではなく、客観的に公益上必要であると認められなければならない(行政実務昭 28・6・29 自行行発第 186 号)。

一般に、本条に関し、公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱または濫用があっ

たか否かについては、当該補助金交付の目的、趣旨、効用及び経緯、補助の対象となる事業の目的、性質および状況、当該地方公共団体の財政の規模および状況、議会の対応、地方財政に係る諸規範等の諸般の事情を総合的に考慮して検討することとされている(広島高判平13・5・29 判時1756 号66 頁)。

すわなち補助金交付が公益上必要か否かの判断については、唯一客観的な基準がある わけではなく、各地方公共団体において個別具体的に各補助金の公益性の有無につい ての判断が求められることになる。

(3) 補助金の法的性質

地方公共団体の補助金は、「地方公共団体からの一定の条件を満たした場合に、一定の金額を補助する」ことを約した負担付贈与契約と解されている。すなわち、補助金交付は行政処分ではなく契約と解される以上、そこには補助金交付規則の手続きや補助金交付要綱に定める条件等を補助金交付決定通知書に明示する必要がある。

3. 久留米市の補助金等の概要

(1)補助金等の決算の状況

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 負担金 | 7,658 | 10,588 | 11,412 | 13,944 | 9,191 |
| 補助金 | 8,202 | 7,611 | 9,703 | 9,470 | 8,976 |
| 交付金 | 256 | 254 | 256 | 662 | 615 |
| 合 計 | 16,116 | 18,453 | 21,371 | 24,076 | 18,782 |

(単位:百万円)

| 一般会計歳出総額 | 123,291 | 126,711 | 134,304 | 142,795 | 128,619 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| うち負担金 | 6.2% | 8.4% | 8.5% | 9.8% | 7.1% |
| うち補助金 | 6.7% | 6.0% | 7.2% | 6.6% | 7.0% |
| うち交付金 | 0.2% | 0.2% | 0.2% | 0.5% | 0.5% |
| 合計 | 13.1% | 14.6% | 15.9% | 16.9% | 14.6% |

(2) 補助金等の増減について

①負担金

平成 26 年度 (11,412 百万円) から平成 27 年度 (13,944 百万円) にかけて、2,532 百万円増加しているが、主たる理由は六ツ門 8 番街地区再開発事業のための組合員負担金として 5,678 百万円 (前年比+2,174 百万円) を支出したためである。平成 28 年度 (9,190 百万円) については、主として前述の六ツ門 8 番街地区再開発事業のための組合員負担金の支出を要しなくなったことで前年比 4,754 百万円の減少となっている。

②補助金

平成 25 年度 (7,610 百万円) から平成 26 年度 (9,702 百万円) にかけては、2,092 百万円増加している。これは平成 26 年度に実施された消費税率引上げに伴う影響を緩和することを目的に一定の要件を満たす市民に対し臨時福祉給付金 (776 百万円) 及び子育て世帯臨時特例給付金 (345 百万円) を交付したことや私立保育所施設整備費補助金が平成 25 年度と比較し 488 百万円増加したことなどが主たる理由である。

平成 26 年度から平成 27 年度にかけては、六ツ門 8 番街地区の再開発のための補助金として 1,084 百万円(前年比+739 百万円)や私立保育所の施設整備のために 1,083 百万円(前年比+587 百万円)を交付したが、校区コミュニティセンターへの 建築のための補助金(前年比△787 百万円)や幼稚園就園奨励金(前年比△434 百万円)、臨時福祉給付金(前年比△416 百万円)、子育て世帯臨時特例給付金(前年比△223 百万円)などの減少により前年比 232 百万円の減少となっている。

平成 27 年度から平成 28 年度にかけては、高齢者向け年金生活者等給付金 (907 百万円) や公的介護施設等整備のための補助金として 586 百万円、産地規模拡大に係る施設等の導入支援に伴い 466 百万円の交付を行ったが、六ツ門 8 番街地区の再開発事業が落ち着き、そのための補助金交付がなかった (前年比△1,084 百万円) ことなどから、前年比 494 百万円の減少となっている。

補助金の各年度の増減については、主として国等の政策や民間が行うハード事業の 存否により増減しているといえる。

③交付金

各年度間の推移をみると平成 26 年度 (254 百万円) から平成 27 年度 (661 百万円) にかけて (406 百万円) 増加しているが、この主たる要因は当該年度よりスタートした農地の多面的機能を維持するための交付金 (317 百万円) とマイナンバーカード関連の事務交付金 (84 百万円) の交付によるものである。いずれも国等の政策に関連するものである。

(3) 基本目標別の補助金等の分類

久留米市は、「久留米市キラリ創生総合戦略(2015~2019年度)」において、5つの 基本目標とその実現のための政策事業を掲げている。政策のために支出される補助金は 多くあることから、補助金を監査する上でその整理は重要である。

以下に H28 年度における基本目標及び政策事業ごとの歳出合計額とその中に占める 補助金等の合計額を示す。

| | | | | | | (単位:百万円) |
|--|-----------------------|----------------------------|-------|-----|-----|----------|
| 中長期的展望(2060年を視野) | 基本目標 | キヲリ政策パッケージ又は政策事業 | 歳出金額 | 負担金 | 補助金 | 交付金 |
| | | 应業集積推進事業 | 288 | | 288 | |
| (| \ | 地域企業成長支援事業 | 153 | | 131 | |
| | | ものづくり企業イノベーション促進事業 | 64 | | 63 | |
| I. 人口の現状分析 | | バイオ産業復興事業 | 68 | | 67 | |
| ◎国税調査人口では、長年続いた人口 増加が、2010年で減少に転じた | | 大学等の魅力向上支援事業 | 33 | | 33 | |
| ◎住民基本台帳人口では、「転入者の | | 新たな産業拠点整備事業 | 178 | 59 | 4 | |
| 増加」により、2013年度、2014年度と 2年連続で人口増加 | 安定した雇用を創出する | 高度メディカルシティづくり事業 | 103 | | 101 | |
| ③出生率は2013年で、1.54と、全国・県 平均よりも101ポイント程度高い | | 豊かな農産物を活かす食と農の連携強化事業 | 10 | | 9 | |
| ◎年代別では20代前半の男性、地域別で | | 担い手経営力強化事業 | 98 | | 97 | |
| は東京圏や福岡市など大都市圏への 人口流出が顕著 | | 久留米でやってんみん農・就農 なんでん店被事業 | 83 | | 83 | |
| ◎市内中央部地域、南部地域で人口が | | 高齢者の現役活躍支援事業 | 37 | | 37 | |
| 増加。東部地域で人口減少が大きい | | 「久留米で創業」応援事業 | 130 | | 25 | |
| 【将来人口の推計】 ◎社会人研準拠の推計では、国調ペースで | | 学生・企業Win*事業 | 14 | | 14 | |
| 2060年:18.8万人まで減少 | | | | | | |
| ◎市独自推計では、最大で2060年:25.9万人まで抑制可能。中長期的には | | 「久留米暮らし?いいね!」事業 | 77 | 1 | 56 | |
| 人口減少は避けられない | | 移住サポート事業 | 55 | 1 | 34 | |
| 【人口の変化が市の将来に与える影響】 | | 地域密着觀光事業 | 29 | | 6 | |
| ◎「地域経済の縮小と日常生活圏の 持続性の低下」「産業における労働力の | | みどりの里地域活性化事業 | 35 | | 5 | |
| 不足」「個人市民税の減少と扶助費の | | Wi-Fi環境構築事業 | 4 | | | |
| 増加」等の影響が懸念される | | 音楽によるまちづくり推進事業 | 18 | | | |
| | 久留米市への新しい人の 流れをつくる | 歴史ルートづくり事業 | 31 | | 4 | |
| | 知はであっくの | 耳納北騰観光振興事業 | 260 | | 42 | |
| | | 文化芸術・スポーツによる楽しみ創出事業 | 1,907 | 859 | 77 | |
| |] | MICE誘軟推進事果 | 26 | | 26 | |
| \ | / | インバウンド推進のための環境 整備事業 | 13 | | 5 | |
| | | 西鉄沿線周遊翻光推進事業 | 18 | | 6 | |
| | | 久留米版DMOの設置事業 | 18 | | 6 | |
| (| \cap | 男女共同参画行動計画の総合推進事業 | 1 | | | |
| | | | | | | |
| Ⅱ. 人口の将来展望 | | 若年者雇用安定促進事業 | 5 | | | |
| 【目指すべき将来の方向】 ①若い世代の就労と、結婚・妊娠・出産・ | | ワーク・ライフ・バランス応援事業 | | | | |
| 子育ての希望を実現する ②東京圏や福岡市への人口流出に歯止 | 若い世代の結婚・妊娠・出 | 女性治羅促進事業 | | | | |
| ②東京圏や福岡市への人口派出に圏正 めをかける | 産・子育ての希望をかなえる | くるめぐりあい応援事業 | 14 | | 5 | |
| ③人口減少・超高齢社会など時代を 見据えた都市を構築する | | けんきに学ぶくるめっ子事業 | 103 | | | 20 |
| | | 子育てつよーいみかた事業 | 1,223 | | 488 | |
| 【人口の将来展望】()は住基ベースに換算した値 ◎2020年:302,000人 | | | | | | |
| (2020年度当初:305,000人) 2060年:259,000人 | | 地域特性を活かした周辺地域形成事業 | 30 | | 1 | |
| (2060年度末:262,000人) | | 中心拠点整備事業 | 346 | | 300 | |
| □自然増減に関する仮定(出生率) : 2030年に国民希望出生率1,8を0.1 | | 住生活推進事業 | 16 | | 7 | |
| 上回る1.9、2040年に2.07まで上昇 | | 自転車利用促進事業 | 30 | | | |
| □社会増減に関する仮定(純移動率) : 2020年までは年間500人程度の転入 | | 公共交通利用促進事業 | 89 | | 69 | |
| 超過を維持、2021年以降は人口移動 を均衡(転入者と転出者が同数) | | 幹線道路整備事業 | 37 | | | |
| | 安全な暮らしを守る | 新エネルギー政策推進事業 | 2 | | 1 | |
| ⇒2060年に約71,000人、高齢化率 10.4ポイント改善の施策効果を実現 | | 公共施設の総合的・計画的な管理推進事業 | 4 | | | |
| (社会研準拠の推計比) | | 久大本線新駅の設置促進事業 | 3 | | | |
| | | 空き家活用新生活推進事業 | 9 | | 7 | |
| | | 健康のびのび・安心事業 | 129 | 30 | 3 | |
| \ | Л | セーフコミュニティ推進事業 | 137 | | 66 | |
| | <u>'</u> \ | 防災対策事業 | | | | |
| | | | | | | |

(4) 市の単独補助金とそれ以外の補助金

補助金には市の裁量で交付の可否を決定し得る補助金(以下、市の単独補助金)と市の裁量では交付の可否の決定が不可能又は困難な補助金(以下、それ以外の補助金)がある。今回、市の単独補助金に絞って監査を行うことで、限られた監査資源の中でより効率的な監査を実施できると判断し、市の協力を得て市の単独補助金を抽出した。市全体の補助金を市の単独補助金とそれ以外の補助金に分類した過去3年の推移は下表のとおりである。

(単位:百万円)

| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|
| ①市の単独補助金 | 3,608 | 4,254 | 4,273 |
| ②それ以外の補助金 | 6,094 | 5,216 | 4,703 |
| 3合計 | 9,702 | 9,470 | 8,976 |
| 1/3 | 37.1% | 44.9% | 47.6% |

4. 外郭団体への補助金

(1) 外郭団体の定義(広義)

久留米市では、総務省の「第三セクター」の基準に準拠し、以下のいずれかに当たる 団体を外郭団体と定義している。

- ①団体設立時の市の出資額が基本財産の4分の1以上
- ②団体の収入に占める市からの支出金が 2分の 1以上
- ③市職員を派遣している団体
- ④市の支援や調整を必要とする団体

(2) 外郭団体への補助金の交付状況

上記①~④のいずれかの要件に当たる団体は、久留米市には 14 団体あり、下記の 13 団体に対し、補助金の交付を行っている。 (単位:千円)

| 交付先 | 設置年 | 決算額(H28) |
|-------------------------|---------|----------|
| 久留米市土地開発公社 | 昭和 48 年 | 72,000 |
| (公財)久留米文化振興会 | 昭和 31 年 | 353,802 |
| (公財)久留米市体育協会 | 平成 5 年 | 35,570 |
| (福) 久留米市社会福祉協議会 | 昭和 37 年 | 179,464 |
| (公財) 久留米市生きがい健康づくり財団 | 昭和 63 年 | 47,448 |
| (一財) 久留米市みどりの里づくり推進機構 | 平成 2 年 | 31,883 |
| (公財) 久留米観光コンベンション国際交流協会 | 平成 2 年 | 208,578 |
| (公社) 久留米市シルバー人材センター | 昭和 55 年 | 37,027 |
| (職) 久留米地区職業訓練協会 | 昭和 49 年 | 28,214 |
| (公財) 久留米地域地場産業振興センター | 昭和 56 年 | 27,723 |

| (公社) 久留米広域勤労者福祉サービスセンター | 平成6年 | 6,746 |
|-------------------------|---------|-----------|
| (公財) 久留米市都市公園管理センター | 昭和 58 年 | 49,500 |
| 久留米市学校給食会 | 昭和 29 年 | 20,168 |
| ①合 計 | | 1,098,125 |
| ②市の補助金の合計(H28年) | | 8,976,039 |
| 1)/2 | | 12.2% |

外郭団体へ交付する補助金は 1,098 百万円と実に市全体の補助金の 12%を占め、そのほとんどは各外郭団体への運営費補助である。

(3) 外郭団体への補助金に対する監査

久留米市の外郭団体については、平成27年度の包括外部監査「外郭団体の財務に関する事務の執行について」において、各外郭団体の①組織、②財務、③運営、④ガバナンス、⑤リスク管理、⑥指定管理、⑦存在意義についてそれぞれの監査項目を設定し、監査が実施されている。その結果、各外郭団体に対し、様々な指摘や意見がなされているが、現在市において監査結果への措置を進められている。

5. 教育委員会の補助金

(1) 教育委員会の補助金の交付状況

久留米市教育委員会の補助金の交付状況は下表のとおりである(3,500 千円以上の補助金のみ掲載している。)。 (単位:千円)

| 補助金名称 | 決算額(H28) |
|------------------------------------|----------|
| 久留米有馬大茶会展示事業補助金 | 6,399 |
| 青少年学校外活動支援事業費補助金 | 10,028 |
| 校区生涯学習振興事業費補助金 | 28,148 |
| 久留米市子ども会連合会事業費補助金 | 4,070 |
| 久留米生涯学習振興市民協会事業補助金 | 11,780 |
| 有馬記念館保存会事業補助金 | 11,007 |
| 紫灘旗全国高校遠的弓道大会事業補助金 | 4,000 |
| 久留米オリンピック事業補助金 | 5,600 |
| 久留米市東京オリンピック・パラリンピック等事前キャンプ誘致事業補助金 | 7,000 |
| (公財)久留米市体育協会事業補助金 | 35,570 |
| 久留米市奨学金 | 21,833 |
| 中体連・中文連部活動補助金 | 20,082 |
| 久留米市学校給食会事業費補助金 | 20,168 |

| 久留米市人権・同和教育研究協議会補助金 | 4,400 |
|----------------------|-----------|
| 団体教育地区活動費(質問教室事業)補助金 | 7,000 |
| 久留米市就園・就学・進学等奨励金 | 3,859 |
| 中学校人権教育・啓発推進事業補助金 | 7,110 |
| 団体育成事業補助金 | 6,540 |
| その他の教育委員会の補助金 | 58,801 |
| ①合計 | 273,395 |
| ②市の補助金の合計 | 8,976,039 |
| 1)/2 | 3.0% |

(2) 久留米市教育委員会の補助金に対する監査

久留米市教育委員会については、平成28年度の包括外部監査「久留米市教育委員会の財務に関する事務の執行について」において、各課、各学校の歳出、歳入それぞれに対し監査を実施し、様々な指摘や意見を添えたところである。この監査結果の中には負担金・補助金及び交付金も含んでおり、現在、市教育委員会において、監査結果への措置が進められている。

6. 監査対象とした補助金等について

(1) 監査対象の選定を行う必要性について

久留米市は平成 28 年度において、約 400 の補助金を交付しているが、これらすべての補助金について監査を実施することは、時間的、資源的制約がある監査の性質上、不可能である。そのため、下記に示す条件の下に監査対象とする補助金等の抽出を実施し、選定された監査対象補助金等について、監査を実施することとした。

(2) 監査対象補助金の選定の方法

(補助金)

第一段階として、今回の包括外部監査の対象とする補助金を市の単独補助金に限定することとした(3.(3)参照)。それ以外の補助金、例えば国等の政策に関連する補助金(臨時福祉給付金など)について監査を実施した場合、その監査結果に対し、市が単独でその措置にあたることが困難であることなどから、監査の実効性が乏しくなるおそれがあるためである。

第二段階として市の単独補助金の中から、平成27年度に実施した包括外部監査「外郭団体の財務に関する事務の執行について」において監査対象となった市の外郭団体への補助金、平成28年度に実施した包括外部監査「久留米市教育委員会の財務に関する事務の執行について」において監査対象となった久留米市教育委員会への補助金を監査対象から除外し、さらに監査対象を絞りこんだ。いずれも監査実施後から、相当期間が

経過しておらず、また現在、市においてこれらの監査結果に対する措置が行われている 最中であることからすると、今この時期においてこれらの補助金について監査を実施す ることは適当とはいえず、監査資源を他の補助金監査に充てたほうが効果的な監査が実 施できると判断したためである。

第3段階として、平成28年度をもって廃止される補助金についても、監査の結果に 対する措置の有効性が乏しいことから、監査の対象から除外している。

かかる条件の下、監査対象となり得る補助金を抽出し、この中から交付額が 3,500 千円以上の補助金を監査対象補助金とした。また、金額が 3,500 千円未満の補助金についても、補助金の概要等を閲覧した結果、監査が必要と外部監査人が判断した補助金と交付開始時期が平成元年より前のものについても補助金を交付する必要性があるか否かについて検証すべきと考えたことから、別途監査対象としている。※なお監査対象の抽出時点における情報を基にしていることから、一部この条件に当てはまらない事項があることは申し添えておく。

(負担金・交付金)

負担金、交付金については、法律上又は契約上の制約から、市の裁量でその支出、交付の可否を決定することが難しいことから、外部監査人の判断で任意に抽出した1件ずつを監査対象とした。

以上の条件により、監査対象とした補助金等は下記のとおりである。

(単位:千円)

| No | 補助金等名称 | 交付額 |
|----|-----------------------|---------|
| (補 | 助金) | |
| 1 | 定住促進奨励金 | 32,170 |
| 2 | シティプロモーション事業補助金 | 99.407 |
| 3 | ンティブロモーション 事未価切金 | 22,407 |
| 4 | 久留米学術研究都市づくり推進協議会補助金 | 2,545 |
| 5 | 校区コミュニティ組織運営費補助金 | 530,344 |
| 6 | キラリ輝く市民活動活性化事業費補助金 | 26,196 |
| 7 | 地域情報連絡奨励補助金 | 23,570 |
| 8 | まちづくり推進事業費補助金 | 18,434 |
| 9 | 同和対策事業費補助金 | 17,111 |
| 10 | 校区人権啓発推進協議会補助金 | 10,810 |
| 11 | 校区コミュニティ連絡組織補助金 | 9,514 |
| 12 | 解放会館運営費補助金 | 7,458 |
| 13 | 防犯協会等補助金 | 6,523 |
| 14 | 交通安全協会補助金 | 6,387 |

| 15 | 久留米市暴力追放推進協議会補助金 | 4,629 |
|----|--------------------------------|---------|
| 16 | 交通安全対策協議会補助金 | 2,300 |
| 17 | 人権擁護委員協議会補助金 | 1,532 |
| 18 | 文化芸術事業費補助金(インガットホール活用事業補助金) | 8,550 |
| 19 | 文化芸術事業費補助金(そよ風ホール企画運営事業補助金) | 8,123 |
| 20 | 文化芸術事業費補助金(久留米連合文化会事業補助金) | 4,000 |
| 21 | 文化芸術事業費補助金(青木繁記念大賞西日本美術展事業補助金) | 3,600 |
| 22 | 久留米市軽費老人ホーム運営費補助金 | 221,747 |
| 23 | 民生委員協議会補助金 | 82,340 |
| 24 | 障害者地域活動支援センター運営費補助金 | 64,599 |
| 25 | 病院群輪番制病院運営事業補助金 | 36,276 |
| 26 | 久留米赤十字会館プール整備・運営費補助金 | 35,070 |
| 27 | 特定不妊治療費補助金 | 74,742 |
| 28 | 久留米市単位老人クラブ活動事業補助金 | 18,684 |
| 29 | 障害者共同作業所運営費補助金 | 7,800 |
| 30 | 長生園運営費補助金 | 4,430 |
| 31 | 身体障害者福祉協会等補助金 | 3,916 |
| 32 | 老人いこいの家活動事業補助金 | 2,958 |
| 33 | 医師会補助金 | 2,453 |
| 34 | 保護司会補助金 | 2,144 |
| 35 | 遺族会補助金 | 1,908 |
| 36 | 久留米市献血推進協議会補助金 | 1,792 |
| 37 | 知的障害者育成会補助金 | 1,576 |
| 38 | 食生活改善推進員協議会運営費補助金 | 1,500 |
| 39 | 私立保育所・認定こども園養護児保育費補助金 | 293,087 |
| 40 | 私立保育所運営費補助金 | 173,945 |
| 41 | 私立保育所・認定こども園給食充実事業費補助金 | 43,855 |
| 42 | 認定こども園運営費補助金 | 22,666 |
| 43 | 私立幼稚園運営費補助金 | 10,051 |
| 44 | 久留米市校区青少年育成協議会等補助金 | 8,869 |
| 45 | 久留米市青少年育成市民会議補助金 | 5,796 |
| 46 | 私立幼稚園心身障害児教育振興補助金 | 3,337 |

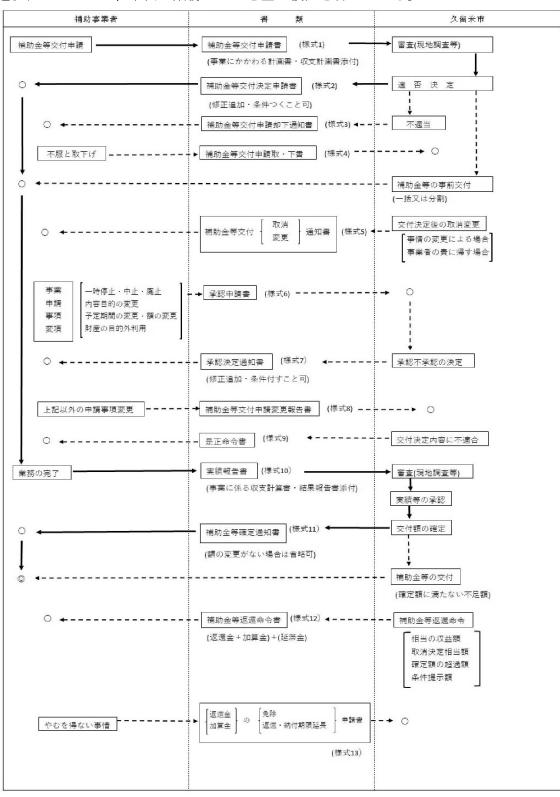
| 47 | すくすく子育て委員会補助金 | 3,599 |
|----|--------------------------|---------|
| 48 | 産休等代替職員費補助金 | 3,047 |
| 49 | 私立幼稚園協会研修事業費補助金 | 1,793 |
| 50 | 私立幼稚園幼児教育環境整備資金利子補給金 | 1,603 |
| 51 | 久留米市保育所連盟研修推進委員事業補助金 | 1,248 |
| 52 | 地域分別推進活動事業補助金 | 17,626 |
| 53 | 資源回収奨励金 | 19,424 |
| 54 | 有価物(古紙・布類)回収事業費補助金 | 13,619 |
| 55 | 久留米市環境衛生関連団体等補助金 | 12,464 |
| 56 | 久留米市環境衛生薬剤等購入費補助金 | 5,911 |
| 57 | 久留米市生ごみ処理用器具購入費補助金 | 4,379 |
| 58 | 久留米市宮ノ陣町八丁島地区等地域振興計画事業補助 | 14.070 |
| 59 | 金 | 14,250 |
| 60 | 地域農業振興補助金 | 21,397 |
| 61 | 農業まつり補助金 | 8,934 |
| 62 | 植木・花き振興対策事業費補助金 | 4,790 |
| 63 | 野菜価格安定事業費補助金 | 4,102 |
| 64 | 学童農園設置事業費補助金 | 4,000 |
| 65 | 地域特産物普及推進対策事業費補助金 | 3,318 |
| 66 | 久留米つばきフェア開催補助金 | 3,100 |
| 67 | 久留米地区有害鳥獣広域防除対策協議会補助金 | 3,000 |
| 68 | 酪農ヘルパー利用組合強化対策事業費補助金 | 2,924 |
| 69 | 食育推進事業費補助金 | 2,178 |
| 70 | 米消費拡大推進事業費補助金 | 1,510 |
| 71 | 6次産業化推進事業費補助金 | 1,422 |
| 72 | 農商工連携推進事業費補助金 | 3,653 |
| 73 | 産業振興奨励金 | 278,860 |
| 74 | 商品券発行事業費補助金 | 114,824 |
| 75 | 信用保証協会保証料補給金 | 34,160 |
| 76 | 筑後川花火大会補助金 | 27,676 |
| 77 | 久留米商工会議所補助金 | 25,519 |
| 78 | 産業技術振興事業費補助金 | 23,330 |
| 79 | 久留米南部商工会補助金 | 22,309 |
| 80 | くるめ水の祭典振興会事業費補助金 | 17,200 |
| 81 | 久留米東部商工会補助金 | 13,273 |

| 82 | ビジネスインキュベーション支援事業費補助金(久留米 ビジネスプラザ分) | 4,881 |
|-----|--|-----------|
| 83 | 久留米市雇用・就労推進協議会補助金 | 14,990 |
| 84 | 久留米南部観光物産振興会補助金 | 9,280 |
| 85 | 久留米市ふるさとみづま祭補助金 | 9,179 |
| 86 | コスモスフェスティバル関連事業費補助金 | 8,598 |
| 87 | まちなか賑わいづくり支援事業費補助金 | 7,286 |
| 88 | 田主丸町商工会補助金 | 6,983 |
| 89 | 田主丸耳納の市補助金 | 6,852 |
| 90 | 城島まつり補助金 | 6,747 |
| 91 | 久留米都心部イルミネーション事業費補助金 | 6,000 |
| 92 | 雇用奨励補助金 | 5,629 |
| 93 | ビジネスインキュベーション支援事業費補助金(くるめ | 12,771 |
| 90 | 創業ロケット分) | 12,771 |
| 94 | バイオ産業振興事業費補助金 | 34,862 |
| 95 | 知的財産普及活用推進事業費補助金 | 4,522 |
| 96 | 中心市街地活性化協議会補助金 | 4,500 |
| 97 | 人にやさしい商店街づくり事業費補助金 | 4,322 |
| 98 | 久留米つつじマーチ事業補助金 | 4,188 |
| 99 | (公財) 高山彦九郎先生史蹟顕彰会補助金 | 3,909 |
| 100 | 中小企業共同事業等補助金 | 3,671 |
| 101 | 中小企業経営改善支援事業費補助金 | 3,447 |
| 102 | 海外経済交流事業費補助金 | 2,914 |
| 103 | 中心市街地活性化推進イベント補助金 | 3,230 |
| 104 | 久留米市勤労者福祉推進団体補助金 | 2,261 |
| 105 | 久留米市雇用・就労推進協議会補助金 | No83と合算 |
| 106 | サイクリングセンター事業費補助金 | 646 |
| 107 | ものづくり支援事業費補助金 | 8,801 |
| 108 | 久留米みどりの市民会議補助金 | 6,996 |
| 109 | 消防家族慰安会補助金 | 1,800 |
| 110 | 政務活動費交付金 | 19,010 |
| 111 | 土地利用型認定農業者等経営安定対策事業費助成金 | 16,567 |
| 112 | 久留米市浄化槽維持管理費補助金 | 9,140 |
| 113 | 久留米市し尿処理及び浄化槽清掃事業補助金 | 1,620 |
| | ①監査対象補助金等合計 | 2,827,818 |

| | ②市の単独補助金の合計 | 4,273,456 |
|-------|-------------------|-----------|
| | 1)/2 | 66.1% |
| (負担金) | | |
| 114 | 14 浮羽老人ホーム組合負担金 1 | |
| (交付金) | | |
| 115 | 久留米市消防団運営費交付金 | 175,949 |

7. 補助金の申請から交付決定等までのフローについて

第1章. 5. (1) 監査の着眼点②における補助金の申請、決定、交付等の手続きの 適切性については、下表の業務フローを基に検証を行っている。



第3章 監査結果総括

1. 全体の総括

詳細については各論で述べるため、ここでは要約した形で示す事にする。

総 括 表

| 작 17 | N o . 補助金名 | |
|-------------|---------------------------|---|
| 部 | 指摘 | 意見 |
| 総論 | なし | 1. すべての補助金について可能な限り終期を設定することを検討することを検討すること、その前提として各補助金の効果を測定するための指標を明確にしておくべき必要があることを市全体の課題として認識していただきたい。 2. 補助金の有効性判断やその他様々な意思決定を適切に行っていくために、少なくとも市及び市の関連団体の無償の人材提供については、補助金の効果測定を行うにあたり考慮してその判断にあたるべきと考える。 3. 補助対象経費の中に市職員の退職者に係る人件費が含まれている場合は、採用に対する補助金であるかのような外観を保持することのないようにしなければならない。 |
| | N o 1. 定住促進奨励金 | |
| | なし | なし |
| | No2, No3. シティプロモーション事業補助金 | |
| 総合政策部 | なし | 1. プロモーション活動の現場で、来場者にアンケートを実施するなどの方法で効果測定を行っているが、首都圏にまで範囲を広げて実施することが望まれる。 |
| | No4. 久留米学術研究都市づくり推進 | 協議会補助金 |
| | なし | なし |

| | No5. 校区コミュニティ組織運営費補 | |
|--------|-------------------------|-------------------------------|
| | なし | なし |
| | No6. キラリ輝く市民活動活性化事業費補助金 | |
| | 1. 汎用性が高いものについては、私 | |
| | 的流用されることがないようなフォロ | なし |
| | ーが必要ではないか。 | |
| | N o 7. 地域情報連絡奨励補助金 | |
| | なし | なし |
| | No8. まちづくり推進事業費補助金 | |
| | なし | 1. 本補助金の需要の有無を含め、検討、対策が必要である。 |
| | N o 9. 同和対策事業費補助金 | 可、利米が必安しめる。 |
| | 1. 実績報告書には活動ごとにおける | |
| | 費目の内訳を明らかにすべきである。 | なし |
| | No 10. 校区人権啓発推進協議会補助金 | |
| | 1. 交付先における各校区について、 | 1. すべての校区で活動が活発化する |
| 協働 | 積立に係る一定のルール設定等を検討 | ためのより様々な取組みが必要であ |
| 推 | すべきではないか。 | る。 |
| 進 部 | No11.校区コミュニティ連絡組織補 | 助金 |
| | | 1. 引き続き補助金の効果を検証して |
| | なし | いくことが必要である。 |
| | | 2. 広報媒体の認知度を高める施策を |
| | | 検討することが望ましい。 |
| | No12. 解放会館運営費補助金 | |
| | 1. 実績報告書には活動ごとにおける | 1. 補助事業のより効率的な運営が図 |
| | 費目の内訳を明らかにすべきである。 | られるよう、交付先への助言、指導を |
| | | 行っていただきたい。 |
| | No 1 3. 防犯協会等補助金 | |
| | 1. 実績報告書には活動ごとにおける | 1. 交付先の財政状態に応じて弾力的 |
| | 費目の内訳を明らかにすべきである。 | に交付額を決定する必要があるのでは ないか。 |
| | N o 1 4. 交通安全協会補助金 | |
| | | 1. 各団体ごとの補助金交付の必要性、 |
| | なし | 財政状態に応じた交付額の見直しなど |
| | | について再考いただきたい。 |

| | No15. 久留米市暴力追放推進協議会補助金 | |
|-------|-------------------------------------|--------------------|
| | なし | なし |
| | No16. 交通安全対策協議会補助金 | |
| | 1. 交付先における備品の管理を徹底 | なし |
| | するなどの改善を要する。 | |
| | No17. 人権擁護委員協議会補助金 | |
| | 1. 実績報告書には活動ごとにおける | 特になし |
| | 費目の内訳を明らかにすべきである。 | 付になし |
| | No18.文化芸術事業費補助金(イン | ガットホール活用事業補助金) |
| | | 1. 交付要綱の内容が極めて脆弱であ |
| | | る。 |
| | なし | 2. 同様の補助事業間の連携、協議に |
| | | 欠けているのではないか、また、同様 |
| | | の補助事業それぞれの報告の仕方も統 |
| | | 一されることが望まれる。 |
| | No19.芸術文化事業費補助金(そよ | 風ホール企画運営事業補助金) |
| 市 | | 1. 交付要綱の内容が極めて脆弱であ |
| 民文化部 | なし | る。 |
| 化 | | 2. 同様の補助事業間の連携、協議に |
| 岩 | | 欠けているのではないか、また、同様 |
| | | の補助事業それぞれの報告の仕方も統 |
| | | 一されることが望まれる。 |
| | No20. 文化芸術事業費補助金(久留米連合文化会事業補助金) | |
| | 1. 交付要綱において、明確になって | なし |
| | いない事項がある。 | |
| | No21. 文化芸術事業費補助金((青木繁記念大賞西日本美術展補助金) | |
| | 1. 大賞など受賞した作品の今後の保 | なし |
| | 管を含めた活用が未定となっている。 | |
| | No22. 久留米市軽費老人ホーム運営 | T |
| 健康福祉部 | 特になし | なし |
| | No23. 民生委員協議会補助金 | |
| | なし | なし |
| 1 部 | No24. 障害者地域活動支援センター | 運営費補助金 |
| | なし | なし |
| | | |

| N o 2 5. 病院群輪番制病院運営事業補助金 | |
|---------------------------|--|
| なし | なし |
| No26.久留米赤十字会館プール整備・運営費補助金 | |
| なし | 1. 広く市民への認知度を高め、施設 の有効活用を最大限に図っていく方策 の必要性を感じる。 |
| No27. 特定不妊治療費補助金 | |
| なし | 1. 出産後も市内において安心して育児等ができる環境の構築を、関係部局と連携して実施していくなどの方策が必要と考える。 |
| No28. 単位老人クラブ補助金 | |
| なし | 1. 事務作業の効率化、集約化が必要である。また、各交付先の繰越金を無くしていくよう市の指導が必要である。 |
| No29. 障害者共同作業所運営費補助 | 力金 |
| なし | なし |
| No30. 長生園運営費補助金 | • |
| なし | 1. 補助金の有効性を判定する指標を 見いだせていない。経営上の課題につ いて、行政と長生園とが十分な意見交 換を図っていくことが必要である。 |
| No31. 身体障害者福祉協会等補助会 | È |
| なし | なし |
| No32. 校区老人クラブ連合会補助会 | È |
| なし | なし |
| No33. 医師会補助金 | |
| なし | なし |
| No34. 保護司会補助金 | |
| なし | なし |
| No35. 遺族会補助金 | |
| なし | なし |

| | No36. 久留米市献血推進協議会補助金 | |
|----------|------------------------------|---------------------|
| | なし | なし |
| | No37. 知的障害者育成会補助金 | |
| | なし | なし |
| | No38. 食生活改善推進員協議会運営費補助金 | |
| | なし | なし |
| | No39. 私立保育所・認定こども園養 | 護児保育費補助金 |
| | | 1. 保育士不足の解消のため、積極的 |
| | | に看護師等への働きかけを行うべきで |
| | | ある。 |
| | なし | 2. 補助金交付が遅くなっているため、 |
| | | 交付先の資金繰りが苦しくなっている |
| | | 可能性も否定できない。交付時期を早 |
| | | めるべきである。 |
| | N o 4 0. 私立保育所運営費補助金 | |
| | | 1. 今後の国の政策に応じて、個別の |
| | なし | 施設の経営状況の精査、指導を強化す |
| | | る必要がある。 |
| → | | 2. 補助金交付が遅くなっているため、 |
| 子ど | | 交付先の資金繰りが苦しくなっている |
| t | | 可能性も否定できない。交付時期を早 |
| 子ども未来部 | | めるべきである。 |
| 計 | No41. 私立保育所・認定こども園給食充実事業費補助金 | |
| | なし | 1. 補助金の効果を測定する方法が明 |
| | | 確になっていない。 |
| | N o 4 2. 認定こども園運営費補助金 | |
| | | |
| | なし | 1. 今後の国の政策に応じて、個別の |
| | | 施設の経営状況の精査、指導を強化す |
| | | る必要がある。 |
| | | 2. 補助金交付が遅くなっているため、 |
| | | 交付先の資金繰りが苦しくなっている |
| | | 可能性も否定できない。交付時期を早 |
| | | めるべきである。 |
| | | |
| | | |

| | N o 4 3. 私立幼稚園運営費補助金 | |
|----------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| | | 1. 補助金交付が遅くなっているため、 |
| | 2. 2 | 交付先の資金繰りが苦しくなっている |
| | なし | 可能性も否定できない。交付時期を早 |
| | | めるべきである。 |
| | N o 4 4. 久留米市校区青少年育成協議 | 会等補助金 |
| | | 実績報告書に監査役の署名押印が無い |
| | なし | ものが散見された。責任の所在を明確 |
| | | にするためにも必要である。 |
| | No45. 久留米市青少年育成市民会議 | 補助金 |
| | なし | なし |
| | No46. 私立幼稚園心身障害児教育振 | 興補助金 |
| | なし | なし |
| | No47. すくすく子育て委員会補助金 | |
| | | 1. さらなる事業の拡大に努めていた |
| | | だきたい。 |
| | なし | 2. 補助額の増加の影響が大きくなら |
| | | ないよう、実施回数と金額の区分を細 |
| | | 分化することを検討してはどうか。 |
| | N o 4 8. 産休等代替職員費補助金 | |
| | なし | なし |
| | N o 4 9. 私立幼稚園研修費補助金 | |
| | | |
| | なし | なし |
| No50. 私立幼稚園幼児教育環境整備資金利子補給金 | | 資金利子補給金 |
| | なし | なし |
| | N o 5 1. 久留米市保育所連盟研修推進 | 事業補助金 |
| | なし | なし |
| | N o 5 2. 地域分別推進活動事業補助金 | |
| 環境部 | なし | 1. 補助金が具体的に何に使用されたのかについて把握がなされていない。 |

| No53.資源回収補助金 | | |
|-------------------------------------|----------------------------------|--|
| なし | 1. 報告書だけではなく、市として直接の調査等も必要ではないか。 | |
| N o 5 4 . 有価物(古紙・布類)回収事 | ¥業費補助金 | |
| | 1. 収集経費の見積値の正確性につい | |
| | ては、定期的な検証を行う必要がある。 | |
| なし | 2. 補助金の算定式について、交付要 | |
| | 綱等の文書に規定されることが望まし | |
| | l V o | |
| N o 5 5 . 久留米市環境衛生関連団体等 | · 萨補助金 | |
| | 1. 本補助金の内訳のうち、事務費及 | |
| | び事業活動費補助は、当初の目的を達 | |
| なし | したとのことで、平成29年度を最後に | |
| | 終了することで合意されているが、今 | |
| | 後、その合意を確実に実行されたい。 | |
| No56. 久留米市環境衛生薬剤等購入 | · 費補助金 | |
| | 1. 補助金の使途のひとつである薬剤 | |
| | の購入の大半が、特定の2社に集中し | |
| なし | ているため、より多くの業者から広く | |
| | 購入する方法も検討してみてはどう | |
| | カゝ。 | |
| N o 5 7. 久留米市生ごみ処理用器具購入費補助金 | | |
| 45.1 | 1. 登録販売店の新規参入を促す施策 | |
| なし | を講じてはどうか。 | |
| No58、No59. 久留米市宮ノ陣町八丁島地区等地域振興計画事業補J | | |
| | 1. 交付要綱には補助率のみ規定がな | |
| 45.1 | されているため、補助金の額が概算総 | |
| なし | 事業費の枠内に収まるように一層の管 | |
| | 理を徹底していく必要がある。 | |
| No60. 久留米市地域農業振興補助金 | Ž | |
| | | |
| | 1. 補助金の効果について検証し得る | |
| なし | 実績報告書の記載がなされるよう、交 | |
| | 付先に指導・監督すべきである。 | |
| | | |

農政部

| N o 6 1. 農業まつり補助金 | |
|---|---|
| | 1. 補助金の効果について検証し得る |
| なし | 実績報告書の記載がなされるよう、交 |
| | 付先に指導・監督すべきである。 |
| N o 6 2. 植木・花き振興対策事業費補 | |
| | 1. 補助金の効果について検証し得る |
| | 実績報告書の記載がなされるよう、交 |
| なし | 付先に指導・監督すべきである。 |
| | 2~6. それぞれの交付先について、 |
| | 1 と同様の内容。 |
| No63.野菜価格安定事業費補助金 | 1 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1 |
| | 1. 負担金的性質が強いとも思われる |
| | ことから、負担金への科目変更も一考 |
| なし | してよいのではないか。 |
| | 2. 繰越の根拠等に対する把握が担当 |
| | 課の方でできていない |
| No64. 学童農園設置事業費補助金 | |
| | 1. 予算を使い切るための年度末の調 |
| なし | 整的支出について、その取り扱いを再 |
| | 考していただきたい。 |
| N o 6 5. 地域特産物普及推進対策事業費補助金 | |
| | 1. 補助金の効果について検証し得る |
| | 実績報告書の記載がなされるよう、交 |
| なし | 付先に指導・監督すべきである。 |
| | 2~5. それぞれの交付先について、 |
| | 1と同様の内容。 |
| No66. 久留米つばきフェア開催補助金 | |
| なし | なし |
| No67. 久留米地区有害鳥獣広域防防 | 対策協議会補助金 |
| なし | なし |
| N o 6 8. 酪農ヘルパー利用組合強化対策事業費補助金 | |
| - ウ体和出土・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1. 補助金の効果について検証し得る |
| 1. 実績報告書におけて、正しい科目 | 実績報告書の記載がなされるよう、交 |
| で計上されるよう、交付先への是正・ | 付先に指導・監督すべきである。 |
| 指導が必要である。 | |

| | N o 6 9. 食育推進事業費補助金 | |
|---------|------------------------|--|
| | なし | 1. 補助金の効果について検証し得る 実績報告書の記載がなされるよう、交 付先に指導・監督すべきである。 |
| | No70. 米消費拡大推進事業費補助金 | |
| | なし | なし |
| | No71.6次産業化推進事業費補助金 | |
| | なし | なし |
| | N o 7 2. 農商工連携推進事業費補助金 | |
| | なし | なし |
| | No73. 産業振興奨励金 | |
| | なし | 1. 現在時点、久留米市内では新たな 企業立地を促す産業団地がない状況で ある。かかる現状の中で、企業誘致を 進め、雇用を促進し、ひいては法人や 雇用者からの納税を獲得するために は、本社機能やコールセンターの誘致 に注力する必要性が高まっていると考 えられる。 |
| | N o 7 4. 商品券発行事業費補助金 | |
| 商工観光労働部 | なし | 1. 販売方法にインターネット販売方法を追加しプレミアム商品券の購入方法を拡大することも「事業の継続性」を担う有用な手段である。交付先が久留米商工会議所等を含む関連する補助対象事業については、補助金に係る効果測定としての指標は総合的に判定することが必要である。 |
| | No75. 信用保証協会保証料補給金 | |
| | なし | 1. 補助金の効果を示す指標は、定量的に設定されていない。 |

| No76. 筑後川花火大会事業費補助金 | 2 |
|-----------------------|--------------------|
| | 1. 花火大会の主要な準備を行う市職 |
| | 員等の人件費は決算書に含まれておら |
| | ず、花火大会に掛かる経費の規模が明 |
| なし | らかにできているとはいえない。 |
| | 2. 協賛金の獲得、出店料の値上げ等 |
| | により、まつりの自主財源を確保する |
| | ことが望まれる。 |
| No77. 久留米商工会議所補助金 | |
| | 1. 事業実績報告書において、補助金 |
| 1. 補助対象経費の審査資料において、 | の効果を客観的かつ定量的に把握でき |
| 数字の誤りがあったにもかかわらず、 | る。さらに経営指導を受けた対象企業 |
| 修正、指導等がなされていないことか | より経営指導の良い点等を聴き、より |
| ら、確認体制が十分に機能していると | 良い経営指導の向上に向けた取組みを |
| は言い難い。 | 行うためにも、定性的な側面の報告書 |
| | を受領することも必要ではないか。 |
| N o 7 8. 産業技術振興事業費補助金 | |
| | 1. 補助金効果測定のための具体的な |
| | 指標が設定されていない。 |
| | 2. 交付先である久留米リサーチ・バ |
| | 一クに対しては、本補助金以外に他の |
| なし | 補助金が交付されている。補助対象事 |
| /\$ C | 業に係る経費の収支実績を確認するに |
| | あたり、事業間における経費の振替処 |
| | 理がなされていないことを検証する体 |
| | 性及び精査方法を定期的に見直すこと |
| | が必要である。 |
| No79. 久留米南部商工会補助金 | |
| No 7 7 にて記載 | No 7 7 にて記載 |
| No80.くるめ水の祭典振興会事業費 | |
| なし | なし |
| | |
| No81. 久留米東部商工会補助金 | |

| No82. ビジネスインキュベーション支担 | 爰事業費補助金(久留米ビジネスプラザ分) | | |
|--------------------------|----------------------------|--|--|
| 1. 専務、参事の管理全般部分につい | | | |
| ても補助金が交付されているが、これ | | | |
| は本補助金の趣旨に合致しない。専務、 | なし | | |
| 参事の人件費負担を明確に区分しなけ | | | |
| ればならない。 | | | |
| N o 8 3. 久留米市雇用・就労推進協議 | N o 8 3. 久留米市雇用・就労推進協議会補助金 | | |
| | 1. アンケート調査を含む効果測定の | | |
| | 検証方法の要領等の作成することで、 | | |
| なし | 補助金の効果測定業務を標準化し、か | | |
| | つ継続運用することが必要である。 | | |
| N O A P CT V | A .ln < | | |
| N o 8 4. 久留米南部観光物産振興会補 | T | | |
| なし | なし | | |
| No85. 久留米市ふるさとみづま祭補 | T | | |
| | 1. 当該補助金の一部は合併特例の基 | | |
| | 金であり、時限基金であるため、実行 | | |
| なし | 委員会は市の単費で運営できるよう出 | | |
| | 店料等の増収等を検討する必要があ | | |
| | る。 | | |
| No86. コスモスフェスティバル関連 | 事業費補助金 | | |
| なし | なし | | |
| No87. まちなか賑わいづくり支援事業費補助金 | | | |
| 1. 補助金の効果が見受けられないと | 1. 事業を継続するならば損益状況の | | |
| 判断されるなら、事業そのものからの | 改善が必要であり、運営母体を変更す | | |
| 撤退を検討すべきことから、その判断 | る、購買者の動向を分析し、在庫リス | | |
| のための指標の設定と効果測定の終期 | クを低減する、また店舗賃貸料の減額 | | |
| の設定について検討すべきである。 | 交渉などの対策を講じるべきである。 | | |
| り放足について機能するである。 | 文例などの対象を再しる、ことのる。 | | |
| No88. 田主丸町商工会補助金 | | | |
| No 7 7 にて記載 | No 7 7 にて記載 | | |
| | | | |
| No89. 田主丸耳納の市補助金 | | | |
| なし | なし | | |
| | | | |

| No90.城島まつり補助金 | |
|---------------------------|----------------------|
| 1. まつりで実施されるアオみこしの | 1. 当該まつりは城島支所の職員が実 |
| タイムレース賞等に対し、順位に応じ | 働部隊として準備を行っているが、職 |
| て現金が支出されているが、補助金の | 員の作業時間の付替えは行われておら |
| 使途としては好ましくなく、再検討す | ず、まつり全体の経費が明らかでない。 |
| べきである。 | 2. 入場者数のより効果的な集客のた |
| | めに、開催時期の見直し等も一考であ |
| | る。 |
| No91. 久留米都心部イルミネーショ | ン事業費補助金 |
| | 1. アンケート調査を含む効果測定の |
| ۵. ۱ | 検証方法の要領等の作成することで、 |
| なし | 補助金の効果測定業務を標準化し、か |
| | つ継続運用することが必要である。 |
| No92.雇用奨励補助金 | I |
| | 1. アンケート調査を含む効果測定の |
| , b.) | 検証方法の要領等の作成することで、 |
| なし | 補助金の効果測定業務を標準化し、か |
| | つ継続運用することが必要である。 |
| No93. ビジネスインキュベーション支払 | 妥事業費補助金 (くるめ創業ロケット分) |
| なし | なし |
| N o 9 4 . バイオ産業振興事業費補助金 | |
| 110 9 年. 八八 7 在未饭典事未負 冊功立 | 1. 補助金効果測定のための具体的な |
| | 指標は設定されていない。 |
| | また、交付先である久留米リサーチ・ |
| | パークに対しては、当該補助金以外に |
| | 他の補助金が交付されているため、補 |
| なし | 助対象事業に係る経費の収支実績を確 |
| | 認するにあたり、事業間における経費 |
| | の振替処理がなされていないことを検 |
| | 証する体制及び精査方法を定期的に見 |
| | 直すことが必要である。 |
| | |
| | |
| | |

No95. 知的財産普及活用推進事業費補助金

1. 専務、参事の管理全般部分についても補助金が交付されているが、これは本補助金の趣旨に合致しない。専務、参事の人件費負担を明確に区分しなければならない。

1.他の補助金との整理統合を検討する必要性が高いと考えられる。

No96. 中心市街地活性化協議会補助金

なし

1.協議会より提供される事業報告書は書面にて入手しているものの、情報資産としての活用に乏しいため、将来の事業継続の要否等の判断材料とすることが必要である。蓄積されたデータを基に、補助金の交付先である協議会へフィードバックし相互に情報交換することで、補助対象事業の追加施策の導入又は要否を検討することが可能となるのではないか。

No97. 人にやさしい商店街づくり事業費補助金

なし

- 1. イベント参加者より何かしらの反応及び回答を入手し情報資産として蓄積し将来の事業継続の要否等の判断材料とすることが必要である。
- 2. 蓄積されたデータを基に、補助金の交付先である協議会へフィードバックし相互に情報交換することで、補助対象事業の追加施策の導入又は要否を検討することが可能となるのではないか。

No98. 久留米つつじマーチ開催事業費補助金

なし

1. 成果指標をただ参加者人数とするのではなく、海外からの参加者や宿泊者の経済効果などを細かく把握し、イベント開催の効果を目に見える形に落とし込み、次年度以降への開催につなげる視点があっても良いのではないか

No99. (公財) 高山彦九郎先生史蹟顕彰会補助金

なし

1. 補助対象の庭園等は、訪問者数は 少なく、市内住民、市外、海外の観光 客に対する認知が全くない状況であ る。また久留米市側の観光資源として 活用していく具体的方針もない。一定 の補助金を支給して庭園等を管理して いるため、市が認めている価値を一般 市民が共有できるような発信をする責 任が市には存在するのではないか。

No100. 中小企業共同事業等補助金

なし

1. 補助事業の効果測定のための具体的な指標の設定は見受けられない。補助事業の効果を検証するために、商店街における購入者の人数又は売上高等の具体的な指標を設定し、当該データを蓄積することで期間比較を実施できるよう業務体制の整備及び運用方法を構築することが必要である。また当該指標及び蓄積されたデータを基に、補助金の交付先である商工会等へフィードバックし相互に情報交換することで、補助対象事業の追加施策の導入又は要否を検討することが可能となるのではないか。

No 101. 中小企業経営改善支援事業費補助金

なし

1. 当該補助金の効果については現在のアンケート調査(定性的な評価)で一定の評価が可能であるので、当該調査を継続していくことが望ましい。その際、当該情報を重要な無形資産として保管していく必要がある。

| No 1 0 2. 海外経済交流事業費補助金 | 金 |
|------------------------|--------------------|
| | 1. 補助事業の効果測定の観点におい |
| | て、海外ビジネスコーディネーター事 |
| | 業におけるビジネスマッチング成約後 |
| | の企業に対する調査までは実施されて |
| なし | いない。ビジネスマッチング後の企業 |
| | に対しアンケート調査を実施し、成功 |
| | した要因並びに失敗した要因を把握 |
| | し、情報を蓄積することが必要ではな |
| | しいか。 |
| No103. 中心市街地活性化推進イベ | ベント補助金 |
| | 1. 当該補助金に係る効果測定業務の |
| なし | 実施方法を要綱、要領又はマニュアル |
| /\$ C | 等で整備し、効果測定指標の設定と当 |
| | 該方法の継続運用が必要である。 |
| No104. 久留米市勤労者福祉推進 | 団体補助金 |
| | 1. 補助対象事業に係る必要経費の決 |
| | 算額の内訳を把握できる資料明細まで |
| | は入手していない状況である。つまり |
| | 各経費に係る内容の確認検証は実施さ |
| なし | れていない。交付先より補助対象事業 |
| | の経費金額及び内容等の明細を確認で |
| | きる資料を入手すると共に、領収書等 |
| | の根拠資料の有無を確認及び補助対象 |
| | 経費の該当に適否等を精査することが |
| | 必要である。 |
| No105. 久留米市雇用・就労推進 | |
| なし | No83 にて記載 |
| No106. サイクリングセンター事業 | 1 |
| なし | 1. 久留米市はブリヂストン発祥の地 |
| | として、自転車利用を促進するための |
| | 取組が複数の部で存在するが、それぞ |
| | れが単発で方向性が異なっているよう |
| | に見受けられる。制度、部署を今一度 |
| | 見直し、調和性のある一体的な制度と |
| | なるよう整理することが望まれる。 |

| i | | | |
|-------------|---|-------------------------|--|
| | | 2. 百年公園サイクリングセンターの | |
| | | 事業については、利用者も少ないこと | |
| | | から、事業を廃止して、他の観光ツー | |
| | | ルへ事業費を集約したほうが、観光資 | |
| | | 源の有効活用になると考えられる。 | |
| | No107. ものづくり振興補助金 | | |
| | | 1. 当該補助金に関するホームページに | |
| | | は、制度概要を記載しているのみで、 | |
| | | 各年度の補助企業、補助内容、補助金 | |
| | | 等は公表されていない。市からの補助 | |
| | | 実績については公表することで市民へ | |
| | なし | の説明責任を果たすことになり、後発 | |
| | | の補助金申請者への補助金利用の誘引 | |
| | | ともなり得る。できるだけ補助実績、 | |
| | | 成果等について公表することが望まれ | |
| | | る。 | |
| | No108. 久留米みどりの市民会議補 | 前助金 | |
| | | 1. 実績報告書の記載について、どの | |
| | | 程度補助金の効果があるのか、分析、 | |
| | なし | 検討をするには若干不十分であるた | |
| | | め、交付先への指導・監督が望まれる。 | |
| | | また、「久留米市緑化基金」の今後の | |
| | | 活用も含めた補助事業の効果的・効率 | |
| | | 的な実施について、今後の議論が望ま | |
| ≠ 17 | | れる。 | |
| 都市 | No109. 消防家族慰安会補助金 | | |
| 建設部 | | 1. 現状として、実績報告書からはど | |
| 部 | | の程度効果があったどうかを判断する | |
| | | ことが難しいため、事業の成果を具体 | |
| | 1. 一部の年度について実績報告書の確認ができなかったため、再発防止対策をとられたい。 | 的に検証しうる報告をするよう指導・ | |
| | | 監督していただきたい。 | |
| | | また当該事業の決算について、監事 | |
| | | による監査がなされているが、市によ | |
| | | る確認は行われていないことから、支 | |
| | | 出の適切性について市自らが実施すべ | |
| | | きである。 | |
| | | | |

| | | 2. 補助金を毎年一律で固定させるのではなく、中長期的な事業計画を策定し、補助金の中長期的運用を行うなど工夫が必要である。 |
|----------|--|---|
| | No110. 政務活動費交付金 | |
| 議会事務局 | なし | 1. 調査研究費における視察報告書の 内容等について、その成果の記載が不 十分であることなどから、その改善を 要する。 2. 研修費における研修報告書の内容 等について、その成果の記載が不十分 であることなどから、その改善を要す る。 3. 「市政報告」に関し、内容の統一 性、個別に作成配布する必要性などに ついて、一度慎重に議論していただき たい。 4. 旅費について実費精算とする条例 等の改正を検討することも一考ではな いか。 |
| | No111. 土地利用型認定農業者等経 | 営安定対策事業費助成金 |
| 農業委員会事務局 | 1. 本補助金の申請は、本来農業経営体が行われなければならないところ、実際は、市が交付要件を満たすと思われる申請対象者に対し、「案内文」の発送や市が作成した申請書に、申請対象者が日付等の記載、捺印する運用となっている。かかる決裁手続きは、誤っていることから、改める必要がある。 | 1. 実績報告書の内容から、本補助金が、どの程度認定農業者の経営安定に寄与しているのかなどについて把握することができない。 |
| | No112. 久留米市浄化槽維持管理費 | 補助金 |
| 上下水道部 | なし | 1. 浄化槽の必要性に鑑み、補助金の増額や期間の延長を検討すべきではないか。 |

| | No113. 久留米市し尿処理及び浄化槽清掃事業補助金 | | |
|-------|-----------------------------|-----------------------|--|
| | | 1. 補助金額の決定にあたり、収支の | |
| | なし | みならず、交付先の財政状態も勘案し | |
| | | てみてはどうかと考える。 | |
| | o 1 1 4. 浮羽老人ホーム組合負担金 | | |
| | 1. 久留米市における負担金支出額が | 1. 久留米市における負担金支出額が | |
| | 妥当かどうか再度検討することが望ま | 妥当かどうか再度検討することが望ま | |
| | LV. | Lv. | |
| 健康福祉 | | 2. 組合が運営に携わってから 13 年が | |
| | | 経過しているが、運営主体の見直しを | |
| 祉部 | | 実施することも必要ではないか。負担 | |
| | | 金支出額が妥当かどうかと併せて、負 | |
| | | 担金の実質的な効果を測定するため、 | |
| | | 第三者による外部監査の導入も検討し | |
| | | てはどうか。 | |
| | No115. 久留米市消防団運営費交付金 | | |
| | 1. 各消防団からの平成 28 年度以前の | 1.H29年度からの見直した事項につい | |
| | 実績報告については、支出実績の内容 | て、各消防団への周知徹底が重要であ | |
| 都市建設部 | を適切に把握できていない。また、所 | る。また、費目間における振替え処理 | |
| | 管部署における指導監督の管理の運用 | がなされていないことを検証する体制 | |
| | 状況が不十分である。 | 等を構築する必要がある。 | |
| | | 最後に、大規模災害等が発生した場合 | |
| | | に備え、予算額を上方修正することが | |
| | | できるなどの柔軟な対応ができるよう | |
| | | 見直しが必要である。 | |